年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概	要
---------------	---

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和57年3月31日)及び資格取得日(昭和57年8月1日)を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年8月1日まで 申立期間については、A事業所に継続して勤務していたので、厚生年 金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A事業所において昭和56年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、57年3月31日に資格を喪失後、同年8月1日に同事業所において再度資格を取得しており、同年3月から同年7月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務したことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人と職務内容及び勤務形態が同じ同僚は、申立期間の前後を通じて被保険者記録が継続している上、複数の同僚が、産休等の臨時職員であっても会社は厚生年金保険に加入させていた旨の供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和57年2月の社

会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年3月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から54年12月まで

昭和53年6月頃退職し、父親が国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料も納付していたとしており、申立人自身はそれらに直接関与していない上、その父親は既に亡くなっていることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は現在も未加入期間と記録されている上、国民年金手帳記号番号払出簿の検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間の国民年金保険料を納付することは困難であったと思われる。

さらに、申立人が所持している年金手帳には国民年金に係る記載は見当たらない上、ほかに申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年3月まで

申立期間当時は、A村(現在は、B市)に居住しており、申立期間に係る 国民年金保険料を村役場の出張所又は金融機関で納付していたはずであり、 未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申し立てた当時、高齢のため申立期間当時の事情を聴取することは困難であった上、申立人の家族においても、申立期間に係る国民年金の再加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間当時の具体的な供述があるとは言い難い。

また、オンライン記録によると、申立期間は現在も国民年金の未加入期間と記録されている上、国民年金手帳記号番号払出簿の検索によっても、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間の国民年金保険料を納付することは困難であったと思われる。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる 関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無い。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から3年3月まで

申立期間当時は大学生であり、国民年金の加入は任意であったが、両親の 勧めで加入することにした。その後の保険料は母親が納付していたはずであ り、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も町内会等を通じて納付していたとしており、申立人自身はそれらに直接関与していない上、その母親からは、加入手続の時期及び場所並びに納付金額についての具体的な供述は得られなかった。

また、オンライン記録によると、申立期間は現在も未加入期間と記録されている上、オンライン記録の氏名検索によっても、申立人に平成6年に払い出された国民年金手帳記号番号以外の記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間の国民年金保険料を納付することは困難であったと思われる。

さらに、申立人の居住する地区の町内会においても、申立期間当時の国民年金保険料に係る帳簿を保存しておらず、ほかに申立人に申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

石川国民年金 事案422 (事案354及び380の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から63年2月まで

平成22年6月24日付けで記録訂正は必要とまではいえないとの通知を受けたが、その通知によると、私が国民年金の加入及び保険料納付に関与していないこと、並びに両親は、申立期間当時、国民年金に加入していないことをその判断理由としているが、私は父親と一緒に社会保険事務所(当時)に行ったことがあるほか、母親は厚生年金保険被保険者(国民年金の第2号被保険者)である上、父親も年金受給者であったことから、これらの判断理由は不当である。再度検討し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたとしているが、父親は既に他界しており当時の状況は不明である上、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無いほか、当時、申立人の家族で国民年金に加入していた者がおらず、その父親が申立人の国民年金の加入手続や保険料を納付していたと推認できる周辺事情をうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時の周辺事情を証する資料として新たに両親に係るねんきん特別便の写しを提出したほか、新たな記憶として父親と共に社会保険事務所へ赴き、申立人に係る国民年金の加入手続をし

たとしているが、これらの資料及び記憶では、委員会の当初の決定を変更すべき事情を推察することはできないことから、平成23年1月21日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、年金記録の訂正は必要でないとする判断に納得ができないとして再度申立てを行っているが申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情の申立ては無く、当初の主張を繰り返すのみであり、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間のうち、昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 62 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から62年12月まで

私が27歳の頃、申立期間の国民年金保険料を未納とする保険料納付書が届き、郵便局で納付したのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が昭和63年1月頃に町役場で申立人の国民年金の加入手続を行った際に、交付された年金手帳を保管していると主張しているが、その年金手帳に記載された国民年金記号番号の前後のオンライン記録から、番号を払い出した時期は平成元年4月頃と推測できる上、申立人には、別の国民年金記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、申立期間の保険料を昭和63年1月頃に届いた納付書でその母が郵便局で支払ったと主張しているが、申立人の国民年金記号番号の払出時期では、申立期間の一部の保険料は納付期限から2年を経過し時効で納付することはできない上、申立人は平成2年2月6日に62年10月から平成元年3月までの1年6か月分の保険料を納付した(62年10月から同年12月分の保険料は、時効期間納付として還付)記録があることから、納付時期を誤認している可能性が高い。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを うかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、 還付していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年6月まで

私は国民年金に制度発足当初から加入し昭和47年6月まで保険料を納付してきた領収印が国民年金手帳にある。しかし、申立期間は厚生年金保険の加入期間と重複したので国民年金保険料が還付されたことになっていると年金事務所で説明を受けたが、私には申立期間の保険料を還付された覚えが無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者であることが健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認でき、重複加入となった期間の国民年金保険料が、3回に分けて申立人に還付されており、還付処理に誤りはない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳に記載された還付期間及び還付額に誤りは無く、一連の還付処理に不自然さはうかがえない。

さらに、還付の行われた時期において、国民年金被保険者台帳と戸籍の附票 に記載された住所は同一であり、住所変更の無かった申立人に、3回発送され たであろう国民年金保険料還付通知書が1度も届かなかったとは考え難い。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月29日から同年11月1日まで 私は、結婚準備のため、昭和49年10月の1か月A社B工場からお休 みをもらったが、雇用は継続していたはずなので、申立期間に係る厚生 年金保険の資格を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社と雇用関係が継続しており、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、同社は既に解散しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できず、申立人も当時の給与明細書等の資料を保持していないため、申立期間における厚生年金保険料の控除は不明である。

また、同社のオンライン記録を確認したところ、申立人と同様に厚生年金保険の加入記録に短期間の空白がある被保険者が散見されるところ、そのうち二人は、結婚前に一旦退社し、その後に会社から誘われて、再入社したと述べている。

さらに、申立人の申立期間に係るA社における雇用保険記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 28 日から同年 3 月 20 日まで

② 昭和47年12月29日から48年2月4日まで

私は、昭和44年6月から48年5月までA社(現在は、B社)に勤め、 漁船に乗っていたが、途中に船員保険が切れている期間があることを知 った。申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めてA社で船員として勤務していたと述べているものの、申立人が記憶している同僚及び他の同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、C社が保有するA社に係る申立人の船員保険被保険者台帳の記録を調べたところ、申立期間については、オンライン記録と一致しており、船員保険の被保険者期間となっていない上、申立期間において健康保険証の番号は順番に払い出されており欠番は無い。

さらに、申立人は船員手帳や給与明細書などを所持していない上、B社及びC社には、上記船員保険被保険者台帳以外に当時の人事記録や賃金台帳などの資料は残されていないため、申立人の勤務実態や船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 28 日から 47 年 2 月 28 日まで 私は、昭和 46 年 9 月 28 日から A 事業所で臨時補充員として勤務した 後、47 年 3 月から同事業所の正職員となったが、申立期間の厚生年金保 険記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支社から提出された履歴書によると、申立人は、昭和 46 年9月 28 日からA事業所で勤務していたことは確認できるが、予定雇用期間は昭和 46 年9月 28 日から同年 10 月 16 日、同年 11 月 1 日から同年 12 月 15 日及び 47 年 1 月 2 日から同年 2 月 29 日とされており、申立期間のうち、47 年 1 月 31 日以前の雇用形態は「臨時雇」であり、各々の予定雇用期間は2か月未満である上、各々の雇用期間の間に空白期間が生じていることが確認できる。

また、前述の履歴書によると、申立人は、昭和47年2月1日から同年7月27日までA事業所の臨時補充員として雇用契約した後、同年3月22日に正規職員に任命されたことが確認できるが、複数の同僚は、いずれも、申立期間当時に臨時で勤務していたのは申立人一人である旨の供述をしている上、当該同僚は、いずれも、同事業所で厚生年金保険に加入している被保険者がいたか分からない旨の供述をしている。

さらに、A事業所は、資料が無いため、申立期間当時に厚生年金保険に加入している被保険者がいたか分からない旨の回答をしており、同事業所における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の有無については不明である。

なお、前述の履歴書によると、申立人に係る各々の予定雇用期間は2か月未満となっていることが確認できるところ、厚生年金保険法では、第12条の規定により、臨時に使用される者であって2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険被保険者としないことが定められている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月3日から同年12月31日まで

② 昭和45年10月3日から同年11月30日まで

私は、申立期間のどちらかにA社で事務員として勤務しており、当時は、パート・アルバイトなどの区別も無く、すぐに厚生年金手帳が交付されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人に、A社での厚生年金保険の記録があることから、申立人は、時期は特定できないもののA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時にA社で被保険者であった複数の者に照会しても、 申立人を記憶している者はいないことから、申立人の勤務期間等について 情報を得ることができなかった。

また、A社も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明のため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除について資料を確認することができない。

さらに、A社での雇用保険記録も無い上、申立人は、当時の給与明細書等の資料を保有していないため、申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立期間におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等を確認しても、申立人の名前は無く、健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ

せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年8月まで 申立期間については、A社(現在は、B社)のC支社に勤務していた ので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、時期は特定できないものの、申立人がA社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録を確認したところ、申立人又は同僚が記憶している当時の同僚8人は、いずれも申立期間においてA社における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、複数の同僚が、同社における厚生年金保険の加入は強制ではなかった旨の供述をしていることから、当時、同社に入社した者が全員、厚生年金保険に加入していたわけではない状況がうかがえる。

また、B社は、当時の人事記録等の資料は残っていないと回答しているため、申立人の同社における保険料控除の実態が確認できない。

さらに、申立期間当時のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号は順番に払い出されており欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から52年3月31日まで 私は、申立期間の昭和51年4月1日から52年3月31日までA事業所 で臨時職員としてフルタイムで勤務していたのに、厚生年金保険が未加 入となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったこ とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及びB会事務局C課の回答から、申立人は申立期間に同会に任用され、A事業所において臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、同C課は、「申立期間当時の臨時的任用職員についての厚生年金保険への加入手続については不明。申立人の加入手続についても、資料は残っておらず不明。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することはできない。

また、申立人が記憶している同時期に職員として勤務していた同僚の一人は、任用当初は臨時的任用職員として勤務したが、その期間の厚生年金保険の加入記録は無い旨述べている。

さらに、申立期間前後に臨時的任用職員として任用された二人についても、A事業所での厚生年金保険の加入が確認できないことから、事業主は、臨時的任用職員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがわれる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、資格 取得日が昭和50年4月1日から52年4月1日までの期間について確認し たが、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。